# [1.対象となる宅地または建物に直接関係する事項]

この項目では、ご契約の対象となる不動産についてより具体的にご説明します。

土地や建物について法律で定められていることや、 管理および使用についての 規定を記載しています。



1

### 登記記録に記録された事項

重要事項説明を受けられる時点での登記記録の表題部(所在、面積等)・甲区(所有権に関する権利)・ 乙区(所有権以外の権利)の内容が記載されています。 なお、建築中の建物については、登記はなされていません。

Dictionary [用語解説]

#### 登記簿

[とうきぼ]

登記簿とは一筆の土地または一個の建物ごとに作成される 登記の記録が記載される帳簿のことです。

登記の記録は土地・建物に関する物理的状況を表示した 表題部とそれ以外の権利に関する状況が記載されている 権利部があります。



#### 表題部

[ひょうだいぶ]

土地に関する登記記録の場合、

「表題部 | には「所在 | 「地番 | 「地目 | 「地積 | 「原因 | が記載されています。

また建物に関する登記記録の場合、

「表題部」には主たる建物の「所在」「家屋番号」「種類」「構造」「床面積」「原因」が記載されています。

# 権利部のうちの甲区

[けんりぶ のうちの こうく]

登記記録において、不動産の所有権に関する事項を記録した部分のことです。

この甲区に記録される登記には「所有権保存登記」「所有権移転登記」「所有権移転仮登記」などがあります。

## 権利部のうちの乙区

[けんりぶ のうちの おつく]

登記記録において、不動産の所有権以外の権利に関する事項を記録した部分のことです。 この乙区に記録される登記には「抵当権設定登記」「地役権設定登記」「賃借権設定登記」などがあります。